

平成26年第3回 荅北町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成26年3月25日(火)
午前9時30分 から 午前10時28分
2. 開催場所 荅北町役場2階庁議室
3. 本日の出席委員(13名)

1番	田中安雄	2番	池崎計介
3番		4番	大仁田金次
5番	内尾明美	6番	福田正明
7番		8番	田中文彦
9番	福山健	10番	小野陽一
11番	塚田修彦	12番	渡邊和人
13番	春本一喜	14番	山下時義
15番	岡村貞夫(会長)		
4. 本日の欠席委員(2名)

3番	錦戸幸春	7番	山本政人
----	------	----	------
5. 議事日程
 - 日程第1. 議事録署名委員及び総会書記の指名について
 - 日程第2. 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第3. 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第4. 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第5. 議案第45号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について
 - 日程第6. 議案第46号 農用地利用集積計画の認定について
 - 日程第7. その他
6. 総会書記(農業委員会事務局職員)
事務局長 吉村 文雄 局長補佐 坂本重志・参事 田尻龍一

7. 会議の概要

1. 開 会

開会午前 9時30分

事務局 おはようございます。定刻になりましたので、ただ今から平成26年第3回の農業委員会総会を開会致します。はじめに、岡村会長よりご挨拶をお願い致します。

岡村会長 皆さん、おはようございます。新聞等でご存じのことと思います。4月から農地中間管理機構いわゆる農地集積バンクが動き出す事になりました。農地を貸す側はバンクに貸して賃貸料を受け農地を借りる側もバンクから借りてバンクに賃貸料を払うというような仕組みでございます。農地を貸す側と致しましては高齢化農家や農地を相続致しましても耕作しないいわゆる土地持ち非農家が出てきます。農地を貸す側が安心して納得できる貸し出す先が選定できますように農業公社を始め農業委員会、JA等が仲介し信頼して貸借出来るように努力していかなければならないと考えている所でございます。よろしく願いを致します。

事務局 はい、ありがとうございました。
本日は3番錦戸幸春委員さん、7番山本政人委員さんが欠席でございます。出席委員は15名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は岡村会長にお願いいたします。どうぞよろしく願い致します。

議 長 はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご異議ございませんか。

(はいの声あり)

議 長 はい、それでは、14番の山下時義委員さんと2番の池崎計介委員さんをお願いを致します。本日の会議書記には、農業委員会事務局の吉村氏、坂本氏、田尻氏を指名を致します。

議 長 それでは、日程第 2. 議案第 4 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第 2. 議案第 4 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

3 ページをお開き下さい。議案記載の譲受人は議案記載の譲渡人より売買により取得し所有権を移転したいというものです。申請地は 4 ページから 6 ページに図示しております。

申請物件の表示は議案記載のとおり荅北町富岡の田 1 筆 1, 8 0 9 m²です。権利の種類は売買による所有権移転で申請理由は非農家であり耕作困難なためです。農地法基準に照らし合わせた結果についてですが、自作地であるか、取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が 4 0 アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかの審議要点は、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

1 3 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

1 3 番 3 月 2 0 日に譲受人立ち会いの下現地を確認してきました。現状は譲受人農地の隣接地であり、竹及び雑木が茂っておりましたのを伐採されておりました。審議の要点である自作地であるか取得後全ての農地を効率的に利用するか、信託引受による権利取得ではないか、農作業に常時従事するか、権利取得後の経営面積が 4 0 アール以上となるか、所有権以外の権限に基づく耕作農地の転貸・質入れではないか、地域との調和要件を満たしているかにつきまして譲受人に確認し、何ら問題なく所有権移転後も農地として利用されると思わ

れます。以上現地確認の報告と致します。皆さん方審議をお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。只今ご意見をいただきましたが、他に意見のある方は挙手をお願い致します。 ございませんか。

(はいの声あり)

議 長 はい、無いようでございますので、この件についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、許可することに致します。次に日程第3、議案第43号農地法第4条の規定による許可申請についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第3議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明致します。関連案件が2件ございますのでまず整理番号1からご説明致します。8ページをお開き下さい。

申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は荅北町都呂々の畑1筆1, 488㎡です。転用の目的は植林のためです。転用しようとする理由の詳細は、申請地は、以前は普通畑として耕作をしていたが、山間部に位置し日照条件が悪く、作業道も狭いため生産性の低い農地であった。また所有者が町外在住の高齢者であり後継者もないことから次第に耕作をしなくなり、転用許可が必要であるとの認識がないままに、今後これ以上荒廃するのを防ぐことを優先してしまい、約30年前に植林を行った次第である。というものです。場所及び資料につきましては9ページから12ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策につきましても、事業計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外

区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。本件は始末書を添付しての申請となっております。

続きまして2件目の整理番号2ですが13ページをお開き下さい。申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は荅北町志岐の畑2筆706㎡です。転用の目的は太陽光発電機設置のためです。転用しようとする理由の詳細は、申請地は現在まで遊休農地として所有してきたが将来的に耕作する見込みがないため、今後の土地管理及び近隣農地への影響等から、太陽光発電機器を設置したいと考えた次第である。というものです。場所及び資料につきましては14ページから18ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策につきましても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。只今事務局から説明をいただきましたが、関連案件が2件ございますので1件ずつ処理をして参ります。まず整理番号1についてのご意見のある方は挙手をお願い致します。

9番 はい

議長 はい、どうぞ。

9番 この案件につきましては、ご本人が本渡在住でございますので面接しておりませんが、現地につきましては先日の非農地調査の折に確認してしております。現状はここに書いてありますとおり杉を植林してありましてもう大きな木になっております。そういう事で農地としてはどうていこれは復元不可能であるという風な判断をしております。以上です。

- 議 長 はい、始末書が添付してありますね。
他にご意見のある方は、挙手をお願いを致します。
福山委員さん申請人の方はこれは〇〇市にいらっしゃるわけですか。
- 9 番 〇〇在住です。もう高齢ですもんね。
- 議 長 荅北町には子供さん達もおらっさんとですか。

(〇〇にいます) との声あり
- 議 長 そうですか。他にご意見はございませんか。
無いようでございますので、整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)
- 議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見を送付致します。
続きまして、整理番号2につきましてご意見のあられる方は挙手をお願い致します。
- 4 番 はい。
- 議 長 はい、どうぞ。
- 4 番 この案件はですね私の管轄で2件目のソーラーということで現地を見ましたところ現地は釜区の公民館の奥というところがございます。自宅のすぐ横でありまして畑はあまり耕作はしていらっしゃらないようなところがございますが、周りの同意も得ていらっしゃるということで確認して参りました。そういう事でよろしく願い申し上げます。
- 議 長 他にご意見のある方は、挙手をお願いを致します。
ございませんか。
無いようでございますので、整理番号2につきましての賛成の方

の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長 はい、全員賛成でございますので整理番号2につきましても許可相当として県知事に意見を送付致します。

続きまして、日程第4議案第44号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程致しますが福山委員さんが自己又は同居の親族に關与する案件が含まれておりますので、従いまして農業委員会法第24条の議事参与の制限により当該議案の審議から審議終了まで退室をお願い致します。

(福山委員退室)

議長 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第4、議案第44号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明致します。関連案件が2件ございますのでまず整理番号1からご説明致します。20ページをお開き下さい。申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は荅北町都呂々の田1筆212㎡です。転用の目的は駐車場用地のためです。転用しようとする理由の詳細は、申請地は、申請人が運営する保育園に隣接しており、園児送迎時の保護者用駐車場及び職員用駐車場として利便性が高いため、転用許可が必要であるとの認識がないまま、所有者から借り受け臨時駐車場として利用してきた次第である。他に代替えとなる土地も無いことから、申請地を駐車場用地として整備し引き続き利用したい。というものです。場所及び資料につきましては21ページから23ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策についても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は水管、下水管が埋設されている道路の沿道区域であり申請地からおおむね500メートル以内に2つの教育施設(小中学校保育園)があるため第3種農地と判断してお

ります。本件は始末書を添付しての申請となっております。整理番号1につきましては以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございました。只今ご説明いただきましたが整理番号1についてごの意見のある方は挙手をお願いを致します。

1 1 番 はい。

議 長 はい、どうぞ。

1 1 番 先日〇〇〇園長とお会いしまして、お話をお聞きしました。現地は保育園と隣接しておりまして園児の送迎時の保護者用駐車場として又職員用駐車場としての利便性が高いために所有者の方から借り受けられて臨時駐車場として利用されておりましたが、転用許可が必要との認識がありませんでこれまで利用してきたんですけども、高齢者の方や園児の利用も多く今回正式に申請し現地を駐車場用地として整備し引き続き利用したいとのことでありました。

議 長 はい、ありがとうございました。他にご意見のある方は挙手をお願い致します。ございませんか。

(はいの声あり)

議 長 はい、無いようでございますので、整理番号1につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、全員賛成でございますので、許可相当として県知事に意見を送付致します。それでは福山委員さんの入室を許可を致します。

(福山委員入室)

議 長 続きまして整理番号2につきまして事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい、それでは整理番号2につきましてご説明致します。議案書

の24ページをお開き下さい。

申請人は議案記載のとおりです。申請物件の表示は荅北町富岡の畑1筆561㎡です。転用の目的は倉庫及び駐車場用地のためです。転用しようとする理由の詳細は、譲受人が経営する会社の木材乾燥用倉庫が手狭になったことと、従業員及び来客用駐車場が不足していることから、利便性の高い土地を探していたところ、申請地の所有者が町外に転出を機に土地の売却を申し出たことにより転用申請に至った次第である。他に代替えとなる土地も無いことから、申請地を倉庫及び駐車場用地として整備し利用したい。というものです。場所及び資料につきましては25ページから33ページに図示しております。

農地法に基づく農地転用の許可の検討事項の転用目的及び使用目的の実現性の適否ですが、土地の選定、申請事由の妥当性及び被害防除対策につきましても、事業計画、資金計画、位置図、平面図、字図、配置図、給排水計画図、排水同意書等関係書類も添えられており審議要点については、現地確認、書類審査、本人への聞き取り等の結果適当であると判断しております。申請箇所は農振農用地区域の除外区域であり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地の理由から第2種農地と判断しております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

えー、この地域は私の担当の地域でございますので私から説明させていただきます。今ご説明のとおり譲渡人が荅北町から転出をされるということでそのようなお話があったとお聞き致しました。今説明のありましたように一応許可ができましたら一応埋め立てて駐車場それから資材置き場等に利用したいということでございました。一応私からそういう状況であったということを皆様方にご報告をさせていただきます。皆さんからご他に意見のある方は挙手をお願いを致します。ございませんか。

(はい、の声あり)

議長 はい。無いようでございますので、整理番号2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議 長 はい、全員賛成でございますので整理番号2につきましても許可相当として県知事に意見を送付致します。

続きまして、日程第5議案第45号農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定についてを上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局 はい。日程第5議案第45号農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定についてご説明致します。議案書の34ページをお開き下さい。この別段面積につきましては農地法第3条第2項第5号及び同法施行規則17条第1項、第2項に基づき定められた苓北町における別段面積について毎年面積を設定または修正することが必要であるか検討することとなっております。この件につきましては、本年1月30日開催されました天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議に於きまして検討をいたしております。

農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、現行の下限面積（別段面積）40アールの変更は行わない。理由としては天草管内の各市町においても中山間地であり現行の40アールから変更は行わないため。同規則17条の2項の適用についても、方針として現行の40アールから変更は行わない。以上でございます。

議 長 はい、只今事務局から下限面積につきましてのご説明をいただきましたが、この件についてご意見のある方は挙手をお願いを致します。今説明がございましたように1月30日天草地区の農業委員会連絡協議会代表者会議におきまして検討をしたわけでございますが天草市、上天草市、苓北町共に下限面積は40アールとして変更はしないというような事に決定致しました。皆様方からのご意見がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

(ありません、の声あり)

議 長 下限面積40アールということで承諾いただける方は挙手をお願い致します。

(全員賛成)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認

することに致します。

続きまして日程第6議案第46号農用地利用集積計画の認定についてを上程致しますが、転貸の案件につきましては塚田委員さん、大仁田委員さんが自己又は同居の親族が関与する案件でございます。従いまして農業委員会法第24条の規程に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から審議終了までお二人の委員さんの退室を求めます。

(塚田委員、大仁田委員退室)

議長 それでは事務局に説明を求めます。

事務局 はい、日程第6議案第46号農用地利用集積計画の認定についてご説明致します。37ページをお開き下さい。

新規設定で3件ございます。番号1、2、3とも利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は1番は飼料作物作付、2番、3番は野菜作付です。期間はいずれも6年9ヶ月です。38ページをお開き下さい。新規設定で4件ございます。番号1から4まで利用権の設定を受ける者は苓北町農業協同組合です。利用権を設定する土地、地番、地目、地積につきましては議案記載のとおりです。利用権を設定する者は議案記載の個人です。利用権の種類は賃借権です。利用内容は1番は野菜作付、2番から4番は果樹(みかん)作付です。期間は1番が10年9ヶ月2番から4番は20年9ヶ月です。

39ページをお開き下さい。転貸で2件ございます。新規設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定と同じです。40ページをお開き下さい。転貸で2件ございます。新規設定で苓北町農業協同組合が借り受けた農地を個人へ貸し出すものです。内容は新規設定と同じです。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は挙手をお願いを致します。

議 長 　　ございませんか、無いようでございますのでこの件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

（全員賛成）

議 長 　　はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので許可することに致します。

　　塚田委員さんと大仁田委員さんにつきましては、入室を許可を致します。

（塚田委員、大仁田委員入室）

議 長 　　議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局 　　その他事項につきましてご報告致します。

- 1 平成26年度農業労働賃金について
- 2 平成26年度農業委員会総会開催日について
- 3 平成26年度天草郡市農業委員等研修会について
- 4 くまもと農業バックアップ大作戦平成25年度実績について
- 5 事務局職員歓送迎会の実施について
- 6 事務局長退任挨拶
- 7 その他

次回農業委員会総会予定

平成26年4月25日（金）午後 3時00分

議 長 　　農業委員会の議題は以上でございます。以上をもちまして平成26年第3回総会を閉会いたします。

閉会午前10時28分

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する

会 長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

